

内閣府特命担当大臣（地方創生）
北村 誠吾 様

国の施策等に関する 提案・要望書

（令和元年11月）

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	藤	繩	喜	和
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	山	田	延	孝
鳥	取	県	町	村	宮	脇	正	道
鳥	取	県	町	村	秦	伊	知	郎
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				

地方創生の着実な推進について

《提案・要望の内容》

- 地方から東京圏への人口流出について、2018年においても13万人超の転入超過となるなど東京一極集中の是正が見られないことから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、東京一極集中の是正に向けた基本目標を掲げ、地方への新しい人の流れを生み出す取組の一層の強化など、目標達成に向けて、政府として自ら、これまで以上に大胆に取り組むこと。
- 政府関係機関・企業・大学の地方分散を進めるなど、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関については、第2弾の移転検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として大胆かつ継続的に進めること。
- 地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくために、現在、策定に向けて検討が進められている第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、十分な一般財源総額を確保すること。
- 地方創生推進交付金について、十分な規模を確保して継続するとともに、国と地方の協議の場を活用するなど、地方の意見を踏まえた大胆な制度改正を行うこと。

1 東京圏及び鳥取県における転入・転出者数の推移

＜東京圏の転入超過の推移＞

(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
転入者数	466,844	468,576	487,251	477,790	481,289	491,003
転出者数	370,320	359,168	367,894	359,922	361,510	355,403
転入超過数	96,524	109,408	119,357	117,868	119,779	135,600

＜鳥取県の転出超過の推移＞

(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
転出超過数	1,686	1,109	1,300	1,091	1,164	1,572
転入者数	10,224	10,485	10,507	10,221	10,094	10,037
転出者数	11,910	11,594	11,807	11,312	11,258	11,609
うち東京圏	1,906	1,795	1,805	1,753	1,912	1,968

2 地方の実情に沿わない申請要件、用途の制約の廃止を

- ・重要先駆性の申請要件において各自治体規模等の実情が加味されておらず、地方創生に資する事業であっても必要条件を満たすことが難しい。
 - ・募集開始から申請締切までの期間が短く、効果的な計画を練り上げられないまま申請せざるを得ないケースもある。
 - ・旅費等、地方創生を進める中で必要な経費が交付対象外となっており、円滑な事業遂行の妨げとなっている。
- ⇒各地域の実情に応じた課題の解決に向けて、自主性・主体性を活かした取組が行えるよう、制約の大胆な排除が必要。

3 財政力に応じた交付率の引き上げを

- ・1/2の地方負担が必要であることから、財政力が弱い団体は大胆な取組を躊躇せざるを得ない。
- ⇒事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、財政力に応じた交付率の引き上げ等が必要。

【参考】交付金制度に係る県内市町村からの意見

- ・重要先駆性の要件を満たすことが難しい。自治体規模や地域実情の違いにより、官民連携や地域間連携が困難となり、交付金活用の妨げとなっている。
- ・交付申請の期間が短いため、関係者で十分協議し、効果的な連携を構築することが困難であるとともに、実施計画書と地域再生計画に係る認定申請書類の作成が必要となるため、事務の負担が大きい。
- ・事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、2分の1の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付していただきたい。